

令和5年度 学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及び マイスター派遣事業 実施要領

1 趣旨

文部科学省は、不登校児童生徒への支援や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営について、豊富な知識を有し、実践に携わった実績を有する者を「学びの多様化学校マイスター」（以下、マイスターという。）として委嘱し、専門的知見による助言や説明会等を行うため、都道府県、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人等（以下、教育委員会等という。）に派遣する。これにより、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には分教室型も含め全国に300校が設置されるよう、学びの多様化学校の設置を促進する。

2 依頼主体

マイスター派遣の依頼は教育委員会からとする。市区町村教育委員会からの依頼は、都道府県教育委員会を通じて文部科学省に申し込むこととする。

また、学校法人等においてマイスターの派遣を希望する場合は、当該法人の属する都道府県知事部局の私立学校担当にマイスターの活用を事前に共有する等、連携して実施するよう努めること。

3 実施方法

- (1) 学びの多様化学校の設置を検討している、又は設置したが運営に課題を抱える教育委員会等への助言等を行う。
- (2) 教育委員会等は、希望するマイスターを指名することができる（なお、指名が他の教育委員会等と重なる場合等には、文部科学省にて派遣するマイスターを選定する。また、特に指名がない場合も、文部科学省において、派遣するマイスターを選定する。）
- (3) マイスターの派遣に係る謝金及び旅費は、文部科学省が負担する。

《派遣活用例》

- ・学びの多様化学校を設置することを検討している教育委員会等及び教職員、地域関係者への説明会
- ・学びの多様化学校の設置に向けて必要な準備等について、マイスターから専門的知見に基づいて助言
- ・不登校対策の研修会等において、マイスターによる説明会を実施 等

4 実施期間

(1)令和5年度は、以下の期間において行うこととする。

受付期間 令和5年12月1日(金)～令和5年12月25日(月)

派遣期間 令和6年1月9日(火)～令和6年2月29日(木)

※令和6年度については、今後別途募集いたします。

5 申し込み方法

①文部科学省ホームページ「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」内の、「学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業」の「申込様式」（様式1）をダウンロードする。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm

②「申込様式」に必要事項を記入の上、文部科学省の担当係（s-sidou1@mext.go.jp）へメールで送付する。

※市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会（学びの多様化学校所管課）を通じて文部科学省へ申し込むことに留意。学校法人等は直接文部科学省に申し込むこととする。

6 講師派遣から終了前の流れ

(1) 研修・説明会を実施する場合

①【研修・説明会（以下、研修等という。）前（派遣決定前）】

文部科学省は、申込内容をもとに審査を行い、派遣の可否及び派遣するマイスターを当該教育委員会等に連絡する。

派遣するマイスターが決定した後は、マイスターと教育委員会等が直接連絡を取り派遣日時等を決定する。

②【研修等前（派遣決定後）】

派遣が決定した当該教育委員会等において、研修会等の開催要項を派遣実施日の2週間前までに文部科学省及びマイスターに提出する。

③【研修等当日】

当該教育委員会等は、「参加者アンケート」（様式2）を実施する。

④【研修等終了後】

当該教育委員会等は「参加者アンケート」（様式2）及びマイスターと共同で作成した「成果報告書」（様式3）を文部科学省に提出する。

(2) マイスターからの指導・助言を受ける場合

①【派遣決定前】

文部科学省は、申込内容をもとに審査を行い、派遣の可否及び派遣するマイスターを当該教育委員会等に連絡する。

派遣するマイスターが決定した後は、マイスターと教育委員会等が直接連絡を取り派遣日時等を決定する。

②【派遣当日】

当該教育委員会等は、「参加者アンケート」(様式2)を記入する。

③【派遣後】

当該教育委員会等は「参加者アンケート」(様式2)及びマイスターと共同で作成した「成果報告書」(様式3)を文部科学省に提出する。